

令和8年度
事業計画
(支援・研修・行事計画)

社会福祉法人 岩見沢清丘園

基本理念

「共に生きる」 ー感謝そして愛情ー

基本方針

基本理念の基に、集う全ての人々が、溢れる愛情をもって相互扶助する事を基本とし、豊かな生活に寄与すると共に、それに注がれる努力や工夫を以て自己研鑽を重ね全体を高めることを目指す。

法人麾下の各施設・事業所においては、担う使命を念頭に置き、障がい福祉サービスを提供していく上で最も重要である利用者個々の「思い」を尊重して、それぞれが心身共に健康で一人の人間として自立した生活を営むことを目指して支援に取り組む。

倫理要綱・行動基準

前文

私達職員は、利用者より上位の立場にいるのではなく、「共に生きる」パートナーである。

利用者の人間としての尊厳を守り、豊かな人生と自己実現が出来るよう支援することが責務である。

私達は、利用者を共に生きる人間として尊重し、人権を擁護すると共に、支援者として確固たる倫理観を持ち、その専門的役割と使命を認識して常に専門性を持ち続けなければならない。

茲に、社会福祉法人岩見沢清丘園倫理要綱及び行動基準を定め、私達の規範とする。

倫理要綱

1. 人間の尊重

私達は、利用者一人一人を掛け替えのなく尊い生命を持った人間として尊重します。

2. 人権の擁護

私達は、利用者に対する、如何なる差別・虐待・人権侵害も許さず、人としての尊厳を守り、人権を擁護します。

3. 自己決定

私達は、利用者が自己決定出来るように努力し、願いや選択を最大限に尊重します。

4. 誠意と信頼

私達は、利用者一人一人の願いや要求に誠意をもって対応し、信頼関係を保つように努力します。

5. 資質の向上

私達は、自らの専門的役割と使命を自覚し、常に専門性を高めるよう研鑽し、利用者が充実した豊かな生活が出来るよう援助します。

行動基準

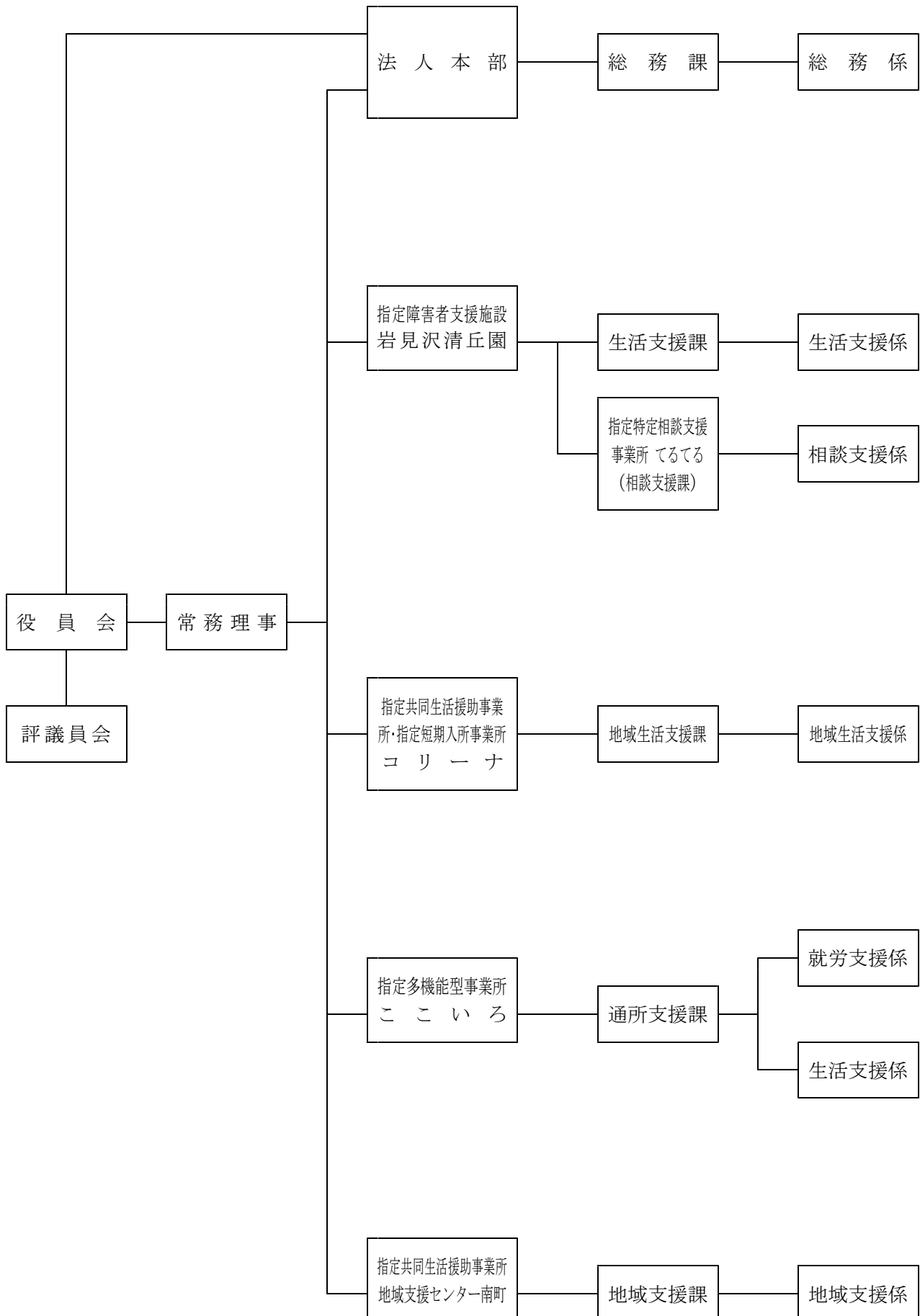
1. 利用者に対して

- (1) 敬称には「さん」を用いる。
- (2) 言動は優しく、乱暴な言葉遣いはしない。
- (3) 体罰は絶対にしない。
- (4) ふざけない。
- (5) 居室に入る時にはノックをして許可を得る。
- (6) プライバシーを尊重する。
- (7) 優位的な意識は持たない。
- (8) コミュニケーションに努めて、心情を理解すべく努力する。
- (9) 物事を決める時は、分かり易く説明した後、意思確認をする。
- (10) 自治会を支援する。
- (11) 「後で」という言葉は使わない。やむを得ない時はその理由を伝える。
- (12) 利用者が意思決定出来るよう、選択肢を多く準備する。
- (13) 支援者の都合を優先しない。
- (14) 怪我や病気の際は分かり易く状態を説明して、治療の同意を求める。
- (15) 誇りを尊重する。

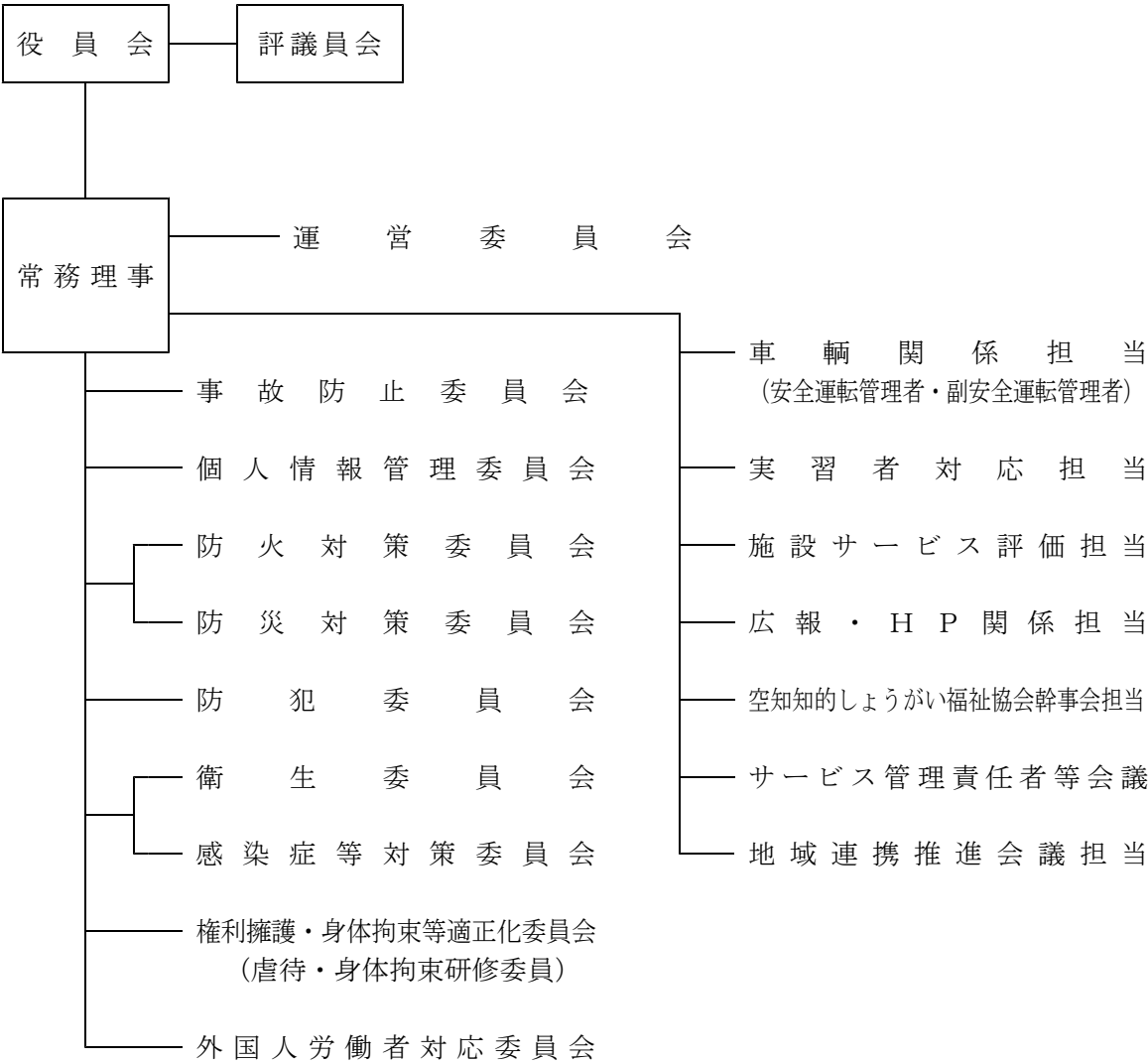
2. 支援者として

- (1) 注意や助言を素直に聞く。
- (2) 自分の言動に責任を持つ。
- (3) 他人を中傷したり、陰口を言わない。
- (4) 支援者間の敬称は「さん」とする。
- (5) 節度ある態度を心がける。
- (6) 服装を整える。
- (7) 挨拶をきちんとする。
- (8) 立場を自覚し、責任ある言動をとる。

1. 組織機構



2. 各委員会・担当機構



3. 令和8年度重点項目

法人共通

1. 法人理念の周知徹底
 - ・倫理要綱及び行動基準の遵守
 - ・基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりの個性を大切にした支援
 - ・社会福祉法改正に関する対応
 - ・総合支援法を含め、今後の事業推進に関わる対応
2. 中長期展望に関する事業及び体制の見直し
3. 虐待防止と権利擁護
 - ・委員会を中心に職員研修や啓発活動を実施し、虐待防止や権利擁護に努める。
 - ・権利擁護・虐待防止の職員研修は、権利虐待研修委員会を中心に、内容等を検討し充実を図る。
 - ・マニュアルを周知徹底すると共に、虐待や権利侵害が発生しない環境を整える。
4. 意思決定支援
 - ・利用者の意思決定においては、できるだけ分かり易い方法を用いる。
 - ・職員の主観を介入させず、できるだけ多岐にわたる選択肢を準備して、本人の意思を反映するように支援する。
 - ・利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、適切な支援内容の検討を行う。
5. 事故防止及び感染症対策の徹底
 - ・リスクマネジメントの強化
 - ・仕事場における安全な環境作り
 - ・緊急時対応の徹底。（各種マニュアル、連絡先等の周知）
 - ・感染症対策の徹底（換気・消毒等）
6. 職員の資質向上と人材育成
 - ・各種外部研修会等への参加
 - ・法人及び事業所内研修会の実施。
 - ・生産活動における経済活動意識の向上。
 - ・日常業務における課題の明確化と解決。
 - ・利用者との良好な人間関係の醸成。
 - ・外国人労働者の雇用と受け入れの準備。
 - ・新卒者の雇用の強化。
 - ・用途に合わせた、施設見学等への積極的な取り組み
7. 自然災害対策
 - ・委員会でマニュアル・事業継続計画（BCP）を更新する。
 - ・岩見沢市と協議し地域防災体制並び被災対応について協議を進める。
 - ・研修等を受講して防災に対する知識や対策を学び減災に努める。
 - ・最低年1回以上、自然災害を想定した避難訓練を実施する。
8. 防犯対策
 - ・岩見沢警察署と連携し防犯訓練の実施並びに防犯研修の実施
 - ・委員会においてマニュアルの作成
9. 地域連携推進会議（利用者の権利擁護を目的に、施設が設置する外部の目を入れた会議）
 - ・利用者と地域との関係づくり
 - ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
 - ・サービスの透明性・質の確保
10. 生産性向上に向けた取り組み
 - ・ICT, DX等の活用
 - ・ペーパーレス、インレス化

法人本部

1. 人材確保と育成、適切な雇用管理の実施

- ・職員処遇の見直し
- 2. 業務管理体制
 - ・コンプライアンスの徹底
 - ・急激な政治や行政の変化による法律の改定を正確に把握し、諸規定の改定・整備を速やかに対処
- 3. 財務管理
 - ・適正な予算の立案、執行、管理
- 4. 情報開示
 - ・情報開示

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園

1. 利用者支援の質の向上
 - ・日中活動の充実を図る(マンネリ化をなくす)
 - ・過ごし方の充実。(余暇時間・外出・外泊等も含む)
 - ・利用者支援に必要な「目くばり・気くばり・心くばり」と「笑顔の対応」の徹底。
 - ・利用者個々のニーズに応える。
 - ・強度行動障がい者への支援力の向上。
 - ・意志決定支援の推進。
 - ・地域移行への意思確認

指定特定相談支援事業所 てるてる（岩見沢清丘園相談支援課）

1. 質の高いサービス利用計画の作成
 - ・行政並びに他相談支援事業所との連携を図り利用者個々のニーズに応える。
 - ・援助技術の向上に務める。
2. 職員の資質向上
 - ・常に各情報を収集する事を心掛ける
 - ・基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりの個性を大切にした相談支援
3. 地域共生型事業
 - ・情報収集（地域ニーズの把握）

指定共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ

1. 事業の安定を図る。
 - ・利用者の獲得
 - ・満床を維持する
 - ・意志決定支援の推進。
 - ・外国人労働者の教育
 - ・外国人労働者の日常支援
 - ・地域推進会議の充実

指定多機能型事業所 ここいろ

1. 多機能型（就労継続支援（B型）・生活介護事業）に関連する事業の推進
 - ・知的障がい者の他、精神・身体各障がい者の受け入れに係る支援スキルの向上。
 - ・業績手当を含めた収益分配金（工賃）の向上。
 - ・利用者の希望に寄り添った支援を実践する。
 - ・重度化・高齢化に伴う支援方法の再考。
 - ・感染症対策の徹底。
 - ・意志決定支援の推進。
2. 生産活動の推進
 - 生産・販売作業
 - ・販売の営業や委託製造等について、企業とのネットワークを強化する。
 - ・食品の製造においては、微生物検査等を自主的に依頼して商品の衛生・安全を図る。
 - ・食品の製造においては、HACCPに準じた衛生管理を強化し、商品の衛生・安全を図る。

- ・食品の販売においては、法に準じた適正な表示ラベルを作成して安全に提供する。
- ・雉の生産については、青米や等外麦等の代替飼料を活用して生産経費の削減に努める。
- ・4, 0 0 0羽の生産及び販売を目指す。
- ・雉を活用した商品の販売促進。
- ・道外、道内、市内業者と市民への雉肉の販売促進。
- ・ネット販売の促進。

○食堂作業

- ・物価高騰、光熱費高騰に対応する経費削減に努める。
- ・配食作業時の衛生管理を強化し、安全な配食を提供する。
- ・H A C C Pに準じた衛生管理を強化し、商品の衛生・安全を図る。
- ・催事等には積極的に参加する。

○受託作業

- ・清掃及び洗濯業務の安定した運営を図る。

3. 地域生活及び交流

- ・法人麾下の施設や事業所と協力して地域生活を支援する。
- ・地域や関連団体の催事には積極的に参加して地域との交流を図る。

指定共同生活援助事業所 地域支援センター南町

1. 地域事業の推進

- ・一般地域生活習熟のための支援。
- ・区分に応じた利用者に対し適切な支援、介護、健康管理等、現状維持対策。
- ・高齢利用者に対し暮らしの選択肢を増やすための情報提供。
- ・新たにホーム利用を希望する利用者に対しての支援。
- ・人材の確保と育成。
- ・地域連携推進会議の開催

2. 事故防止

- ・事故報告書等の回覧等を行い、事故防止の意識向上に努める。

3. 意思決定

- ・意思決定を行うにあたり多様な選択を行えるよう情報提供等支援の強化。

4. 感染症予防対策

- ・感染対策の徹底及び強化。
- ・感染者が出た場合の速やかな体制整備。
- ・備蓄品の配備及び更新。
- ・感染症に関わる、研修、実技の実施

4. 中長期計画

法人本部

1. デジタルコンテンツ等を活用し、業務の効率化を図る。 (中期計画)

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園

1. 新施設の周辺環境整備を推進する。 (短期計画)
2. 満床を維持し、安定した事業運営 (中期計画)
3. 地域移行への意思確認を推進 (中期計画)

指定共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ

1. 地域連携推進会議の充実 (短期計画)
2. 外国人労働者雇用に向けた取り組みと教育 (短期計画)
3. 新規利用者を獲得し満床を維持する (短期計画)
4. 安定した事業運営 (中期計画)

指定多機能型事業所 ここいろ

1. 新規利用者の獲得に向けて、相談支援事業所・就労選択支援事業所等と連携して積極的に活動する。(短期計画)
2. 各雉飼育舎の補修を推進する。(短期計画)
3. 雉飼育舎の整備を推進する。(中期計画)
4. 作業種の整備を推進し、B型事業の安定化を図る。(長期計画)

指定共同生活援助事業所 地域支援センター南町

1. 業務体制の変更を行い事業の安定化を図る。(短中期計画)
2. 高区分、高齢者の適所への積極的な移行を含めた支援のあり方を構築する。(短期計画)
3. 新規利用者を獲得するために各所と連携を図る。(短期計画)
4. 支援スタッフの継続的な確保。(中長期計画)
5. 満床を維持し安定した事業運営(中短期計画)

5. 会 議

法人共通

- 運 営 会 議 ～ 常務理事がその議題の必要性に応じ役付職員を段階的に招集して、主に業務管理等の他、重要懸案について諮問する。
- その他の会議 ～ 必要に応じて施設長・各事業所長・事務長等の招集により開催する。

法人本部

- 監 事 監 査 ～ 四半期毎に監事により行う。4月・9月・1月・3月に開催予定。
- 理 事 会 ～ 四半期毎に理事長の招集により行う。4月・9月・1月・3月の開催予定であるが必要に応じて開催する。
- 評 議 員 会 ～ 理事会の決議に基づき理事長の招集により行う。会計年度終了後3ヶ月以内に定時評議員会を開催予定であるが必要に応じて開催する。

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園

- 役 付 会 議 ～ 係長職以上の役職とサービス管理責任者において、毎月開催する。
利用者の支援状況を含め、制度の変更、建物・備品の状況等、施設内の情報の共有を図る。
- 支 援 会 議 ～ サービス提供職員の出席を前提とし、隔月開催する。
主に利用者への対応に関することのほか、権利擁護等の幅広い視点を伝える。
また、研修的要素を持ち、職員の資質向上のための各種研修プログラムを展開する。
- サービス担当者会議 ～ 各サービス管理責任者ごとに担当職員を招集し随時開催する。
担当利用者それぞれの支援目標及び支援計画を作成する他、一定支援期間経過後の評価を行う。又、日常の支援における問題点や支援方法の再考を含め検討する。
- その他の会議 ～ 必要に応じて施設長他、所属長等の招集により開催する。

指定共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ

- 職 員 会 議 ～ 全職員出席を前提として、適時開催する。
(支援会議) 利用者支援に関わることのほか、行事等の予定確認、その他各担当より周知徹底事項の伝達及び確認をする。
利用者の支援全般に関することの他、各担当の問題点を討議する。
- 支 援 会 議 ～ サービス提供職員の出席を前提とし、隔月開催する。
主に利用者への対応に関することのほか、権利擁護等の幅広い視点を伝える。

- また、研修的要素を持ち、職員の資質向上のための各種研修プログラムを展開する。
- 役 付 会 議 ～ コリーナとアルバの連携を目的とし、情報の共有を図る。随時開催
- サービス担当者会議 ～ 各サービス管理責任者ごとに担当職員を招集し随時開催する。
担当利用者それぞれの支援目標及び支援計画を作成する他、一定支援期間経過後の評価を行う。又、日常の支援における問題点や支援方法の再考を含め検討後の評価を行う。又、日常の支援における問題点や支援方法の再考を含め検討する。

指定多機能型事業所 ここいろ

- 職 員 会 議 ～ 全職員出席を前提として、適時開催する。
(支援会議) 利用者支援に関わることのほか、行事等の予定確認、その他各担当より周知徹底事項の伝達及び確認をする。
利用者の支援全般に関するものの他、各担当の問題点を討議する。
- 生産活動会議 ～ 全職員出席を前提として、適時開催する。
- サービス担当者会議 ～ サービス管理責任者が担当職員を招集して、利用者も同席のうえ適時開催する。
担当利用者それぞれの支援目標及び支援計画を作成する他、一定支援期間経過後の評価を行う。日常の支援における問題点支援方法の再考を含め検討する。

指定共同生活援助事業所 地域支援センター南町

- 職 員 会 議 ～ 全従業者出席を前提とし、適時開催する。
入居者支援に関わるものの他、各ホームにおける改善点等を含め周知徹底事項の伝達及び確認をする。
- サービス管理責任者会議 ～ サービス管理責任者において適時に開催する。
支援会議開催にあたり、内容の協議や会議が効率的に運営されるようマネジメントする。また、利用者支援に関する事項を検討する。
- サービス担当者会議 ～ 各サービス管理責任者ごとに担当職員を招集し随時開催する。
担当入居者それぞれの支援目標及び支援計画を作成する他、一定支援期間経過後の評価を行う。又、日常の支援における問題点や支援方法の再考を含め検討する。
- 世 話 人 会 議 ～ 全世話人出席を前提に、年1～2回開催する。研修的要素を強く持たせ世話人
(世話人研修会) 資質向上のためのプログラムを展開する。
- 感染症対策会議～ 全従業者出席を前提とし、実技等も含め年4回開催する。

6. 日誌・記録

法人本部

- 各事業に関する下記の日誌等を記録・保管する。
総務日誌 支援台帳 各車両運転日誌 公印使用簿

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園

- 日常支援に関する下記の日誌等を記録・保管する。
各グループ支援日誌 利用者健康管理記録簿 個人別預り金出納帳 備品台帳 夜間支援日誌
夜間電話日誌 医務日誌 健康管理記録簿 献立表 給食日誌 各車両運転日誌
利用者医療ケース記録日誌 利用者ケース記録日誌 アルコール濃度検査記録 個別支援計画書
フェイスシート モニタリング記録 カンファレンス記録 面談記録
強度行動障害者支援計画シート 手順書 支援記録 ヒヤリハット・インシデント報告書
事故報告書 苦情解決記録簿 相談記録簿

指定共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ

日常支援に関する下記の日誌等を記録・保管する。

各日中サービス提供支援日誌 利用者支援経過記録簿 利用者健康管理記録簿

個人別預り金出納帳 備品台帳 入浴・排泄状況日誌 各車両運転日誌

利用者医療ケース記録日誌 利用者ケース記録日誌

個別支援計画書 フェイスシート モニタリング記録 カンファレンス記録 面談記録

強度行動障害者支援計画シート 手順書 支援記録

ヒヤリハット・インシデント報告書 事故報告書 苦情解決記録簿 相談記録簿

指定多機能型事業所 ここいろ

日常支援に関する下記の日誌等を記録・保管する。

業務日誌 利用状況日誌 物販日誌 食堂作業日誌 受託作業活動日誌 生産作業活動稚飼育日誌

施設管理日誌 利用者送迎日誌 各車両運転日誌 アルコール濃度検査記録 公印使用簿

支援台帳 個別支援計画書 フェイスシート モニタリング記録 カンファレンス記録 面談記録

出勤簿 利用希望表綴 利用者出欠確認表綴 個別相談対応記録表 利用者ケース記録日誌

カンファレンス(含むヒヤリハット)記録簿 インシデント記録 事故報告書綴 苦情解決記録簿

利用者健康チェック記録 HACCP記録簿 強度行動障害者支援計画シート

指定共同生活援助事業所 地域支援センター南町

日常支援に関する下記の日誌等を記録・保管する。

入居者支援記録 入居者利用確認簿 世話人申し送り簿 通院結果報告書 夜間記録簿

事業所業務日誌 支援時間等確認表 アルコール濃度検査記録 運転記録日誌 支援台帳

利用者ケース記録日誌 入院者訪問記録 個別支援計画書

フェイスシート モニタリング記録 カンファレンス記録 面談記録 インシデント記録

事故報告書綴 苦情解決記録簿 医療連携日誌 強度行動障害者支援計画シート

7. 支援関連

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園 生活介護－40名・施設入所支援－40名

概要

障害が重く高齢の利用者が多数であるが故に、居住サービス（施設入所支援）と日中活動（生活介護）の関連性を重視し、一体的に個々の特性を踏まえた中で、よりよいサービスの提供に努めなければならない。特に障害の重たい利用者への支援は、虐待防止と人権擁護の視点を大切にし、忍耐強く経験を反復する機会をもつことが必要であると考えている。

支援は、個々に作成された個別支援計画に沿った支援を中心とするが、健康管理・日中活動・余暇活動等生活全般を考えるに当たっては、誰でもが参加出来る事を基本とし、どの利用者でも取り組める環境を整えることに心掛ける。又、障害状況に応じた食事・入浴・排泄等支援とあわせ、利用者の方々の希望や目標にかなった、日中活動の場を目指していく。

支援内容については、

1. 日常生活能力の維持・向上

1. 生活能力（行動障害を除く）

- ・コミュニケーション支援（声かけ、聴き取り、代弁、代筆、コミュニケーション手段の工夫）
- ・健康管理（通院支援、服薬支援、薬の管理、口腔ケア、体重測定、バイタル測定、感染症予防の為に館内消毒等）

2. 日中活動

- ・カラオケで楽しむ環境を整える。
- ・遊具や器具を利用した活動を取り入れる事で、娯楽と身体機能の保持を併せ持つ活動の増進に努める。
- ・生産活動は行わず、個々で行いたい活動を、ある程度自分で決めて日中活動に参加している。

3. 行動障害

- ・本人の状態を理解し、原因と考えられる刺激を軽減する。
 - ・本人の安心と安定の確保、信頼と人間関係を軸として行動障害の安定した生活を保持する。
2. 生活の質（QOL）の維持・向上
- ・快適な排泄の確保（プライバシー保護、随時のおむつ交換等）
 - ・入浴の安全性・快適性の確保
 - ・補装具・福祉用具等を用いた利用者支援
 - ・社会参加支援（レクリエーション活動等）
 - ・学習、運動、健康維持の散歩等の個別支援
 - ・創作活動（切り絵・貼り絵等、季節や祭事に合わせた作品の制作）
 - ・ドライブ等を活用し、地域にふれあう支援。
- 基本的な日中活動の主体は施設内活動の為、活動の進み具合・活動時間・天候等に関連し随時調整できる臨機応変な対応と、利用者に過度の負担がかからない活動を行うこととする。
4. 地域交流について
- ・野球場の無料開放
 - ・当施設行事へのボランティアの受け入れ
 - ・地域行事への積極的な参加
5. 家族との交流について
- ・岩見沢清丘園「祭り」

指定特定相談支援事業所である（岩見沢清丘園相談支援課）

概要

契約者個々と面談し、ご本人・ご家族のニーズを具現化できるサービス利用等計画を作成する事を旨とし、3障害を対象とした計画の提供を行っている。

このため、官公庁との連携は基より、市内外における障がい福祉サービス事業所との情報交換を含む連携が重要である。

指定共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ（地域生活事業部）コリーナ20名・アルバ20名
短期入所コリーナ2名・短期入所アルバ1名

概要

高齢重度者の生活場所として開設しているため、入居者は車椅子利用者など、身体介護主体の方々であり、ゆったりとした時間の中での生活を支援する。住宅街の一角に立地しており、地域連携推進会議を充実した上で、町内会行事に関わるなどの交流を深めていく。

支援内容については、

1. 身体能力及び日常生活能力の維持・向上
 1. 身体能力及び生活能力（行動障害を除く）
 - ・移乗支援（ベット→車椅子等の自力移乗に向けた指導・訓練、身体能力の維持等）
 - ・摂食支援（嚥下の確認、咀嚼指導、食事の二次加工等）
 - ・排泄支援（オムツ→自力でのトイレ使用に向けた時間設定による排尿誘導・排便誘導、オムツ交換、適切な排便後の後始末）
 - ・コミュニケーション支援（声かけ、聴き取り、代弁、代筆、コミュニケーション手段の工夫）
 - ・健康管理（通院支援、服薬支援、薬の管理、口腔ケア、体重測定、バイタル測定、感染症予防の為の館内消毒等）
 2. 二次障害の予防
 - ・褥瘡の予防
 - ・廃用症候群の予防 大腿骨頸部骨折後の禁止姿勢による脱臼防止
3. 生活の質（QOL）の維持・向上
 - ・快適な排泄の確保（プライバシー保護、随時のおむつ交換等）
 - ・入浴の安全性・快適性の確保
 - ・補装具・福祉用具等を用いた利用者支援
 - ・社会参加支援（レクリエーション活動等）
 - ・学習・運動等の個別支援

- ・創作活動（切り絵・貼り絵等、季節や祭事に合わせた作品の制作）

基本的な日中活動の主体は施設内活動の為、活動の進み具合・活動時間・天候等に関連し随時調整できる臨機応変な対応と、利用者に過度の負担がかからない活動を行うこととする。

4. 地域交流について

- ・地域交流祭を実施し、地域住民との交流を図る
- ・町内会活動へ積極的に参加し交流を図る

指定多機能型事業所 こころ 就労継続支援（B型）30名・生活介護10名

1. 就労継続支援（B型）事業・生活介護事業について

概 要

- ・一般企業等での就労が困難な者に対して通所により生産活動の場を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力の向上を目指し、一般就労への移行に向けて支援する。
- ・当該月に利用実績がある場合は、収益分配金（工賃）が最低月額3,000円を上回ること。
- ・収益分配金（工賃）の向上を目指して努力すること。
- ・利用者の個性に応じて、直接的に就労にかかわる要件以外にも、生活や健康維持、生き甲斐といった要素も加味した支援を展開して「誰もが社会に於いて必要とされている。」ことを自覚できる環境を整え、活動で得られたスキルを以て就労につながるように支援する。
- ・コミュニケーション支援（声かけ、聴き取り、代弁、代筆、コミュニケーション手段の工夫）
- ・本人の状態を理解し、原因と考えられる刺激を軽減する。
- ・本人の安心と安定の確保、信頼と人間関係を軸として行動障害を改善に導く。
- ・社会参加支援（レクリエーション活動等）
- ・学習・運動等の個別支援
- ・創作活動（切り絵・貼り絵等、季節や祭事に合わせた作品の制作）

標準的な支援内容

達 成 目 標	具 体 的 支 援 例
基礎的体力、理解力、作業能力等の向上	・基礎体力をつける ・製造や事務等における一般知識 ・長所や特技を伸ばす
持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上	・集中力や持続力、協調性を身につける ・就業習慣の確立、作業時等の不測の事態への対応
職場における協調性の向上	・職場での技能、マナーの習得、対人関係の構築
職場の規律、社会規律の遵守	・きまりを守ることの理解 ・仕事に対する責任の理解 ・遅刻や欠勤に対する理解 ・品質や納期に対する理解
職場への定着	・適正や課題の把握 ・就労に向けての心構え、意欲の向上、問題の克服 ・労働安全衛生への対応力（報告、連絡、相談）の向上
雇用関係への移行	・就労能力が高まった人には雇用関係への移行に向けての支援
その他	・健康管理・身辺管理・各種福祉サービスの把握・金銭の使用、管理

2. 生産活動の概要

利用者には就労継続支援の観点から、広範囲な業種に適応できるよう、下記の作業全般について、計画的に取り組むことを前提とした支援をする。

①生産・販売作業

- | | | |
|-------------|-------|-------------------------------------|
| ・雉加工品等の販売 | 主な活動～ | 商品の包装等準備他 |
| ・精肉加工 | 主な活動～ | とさつからの内臓及び骨の除去等 |
| ・雉肉一次加工品の製造 | 主な活動～ | 商品の包装等準備他 |
| ・売店の運営 | 主な活動～ | きじまるくん店舗にて商品等の販売と管理・自動販売機
の管理清掃他 |
| ・雉の飼育 | 主な活動～ | 給餌・給水・雉舎清掃他 |

②食堂作業

・きじまるくんの運営 主な活動～ 商品販売・店舗清掃・片づけ・食器洗い・配食準備他

③受託作業

・清掃 主な活動～ 岩見沢清丘園建物内の清掃等
 ・洗濯 主な活動～ 岩見沢清丘園利用者の衣類等の洗濯等
 ・製箱 主な活動～ 市内食品加工会社の外装箱制作等

3. 日常生活支援

①ADL及びIADLの向上に向けた支援をする。

②地域生活における支援をする。

指定共同生活援助事業所 地域支援センター南町 ゆたか荘6名・ポプラ荘6名・あゆみ荘6名・ひかり荘6名・ゆうらく荘6名

概 要

入居者が地域において自立した生活を営む上で、食事提供、入浴や排泄等身体介護、家屋に関わる問題等、生活するにあたり必要な支援を提供する。

サービス内容

- ・家事、健康管理等、日常生活上の支援。
- ・日常における相談支援、日中活動に係わる事業所等の関係機関との連絡調整。
- ・食事、入浴等の支援。
- ・家屋に対する整備、修繕等の実施及び調整

8. 個別支援計画について

個人の人格やニーズに適応した個別支援計画を作成し取り組む。個人への支援は直接支援の領域にとどまらず、事務・給食・住居・衣服・権利擁護・金銭管理等あらゆる生活領域におよぶものである。それにはノーマライゼーション、QOL、エンパワーメントなど個人の尊厳を満たす精度が要求されるので、あらかじめニーズを探り出すためにフェイスシートを作成したうえでアセスメントを行い、本人に合った支援のあり方を決定する。個別支援計画書は、サービス管理責任者が一元管理し、サービスの提供状況の確認や、モニタリング等についてカンファレンス会議の中で検証し必要な支援を修正しサービスの提供につなげていく。支援者は利用者が自己決定していく力や良好な生活環境を整備することに加え、利用者や社会のニーズが刻々と変化する中で、彼らが主体的に生きていける視点、思想、価値、方法論を身につけ、サービスの質と効率性の向上に努め、さらなる意識の転換を図り、個別毎に異なるさまざまなニーズに対応する。

9. 日 課

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園

午 前		午 後	
時 間	項 目	時 間	項 目
6:30	起床	14:30	休憩
7:10	清掃・治療・整容	16:00	日中支援終了
8:00	朝食	16:00	治療
9:00	日中支援開始（創作活動・機能訓練・他・通院等）	17:15	夕食
10:30	休憩	18:00	余暇
12:00	昼食・休憩	23:00	就寝

入浴日 男子利用者 月・木曜日 13:30～15:30
 女子利用者 火・金曜日 13:30～15:30

*シャワー浴については適時とする

共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ

重度高齢者のグループホームであり、ゆっくりとした流れでの生活を主としていることから、食事時間や入浴時間の設定は行うが、他については個々の状況にての対応とする。

多機能型事業所 ここいろ

時 間	項 目	備 考
8:45	利用者登所・更衣・ミーティング	※9:00～16:00の間に昼食時間を含み計90分間の休憩時間があります。 ※冬期間は交通事情により時間を変更する場合があります。
9:00	作業・日中活動開始	
16:00	更衣・作業・日中活動終了 利用者帰宅	

共同生活援助事業所 地域支援センター南町

ポプラ荘ー 工房こぶしいこい 6名
 ゆたか荘ー ここいろ 5名 もとまちプラザ 1名
 あゆみ荘ー ここいろ 6名
 ひかり荘ー ここいろ 4名 ゆあみ茶屋2名
 ゆうらく荘ー ここいろ 6名
 ※日課は各荘入居者の話し合いにより定める。

10. 保健・衛生

各施設・事業所共通

感染症等対策委員会について

社会福祉法人岩見沢清丘園における感染症対策のため委員会を設置し職員が感染症等に的確かつ迅速に予防又は対応するために必要な事項を定めて、利用者・職員の生命・健康を守ることを目的としマニュアルを作成している。

実際には、感染症予防は防疫機能が果たされているかが鍵であり、日々の積み重ね（消毒等）が重要であると共に、このことを念頭に置き日々の支援にあたっていく事と、必要に応じて内容の更新等行ない保健所からの通知を含めて職員への周知徹底を図る。

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園

看護職員を1名配置するとともに、全職員が利用者の保健衛生に関わる。

身辺の清潔、整理整頓、室内の採光換気、温湿度の調整、休養、睡眠、予防接種、検便、血液検査、定期健康診断等管理規定に基づく予防衛生面の指導の他、ガン検診等の受診を計画的に実施し、疾病の早期発見、早期治療及び健康の保持と増進に努める。

特にてんかん症、興奮性症状者、老化者、既存病歴者、重度身障者に対してはその処遇に万全を期す。又、新型コロナウイルス、インフルエンザ感染症予防に関しては、館内消毒は元よりアルコール消毒を各所に配置し、手指消毒の習慣化並びにマスク着用(必要時)を行う等予防に努めると共に、法人マニュアルにて必要な対策を取って行く。

令和8年度利用者健康診断等予定表（令和7年度の実績）

月 日	実 施 項 目	実 施 機 関
9 月	定期健康診断	石塚内科医院
11月	インフルエンザワクチン予防接種	石塚内科医院
2 月	定期健康診断	石塚内科医院

指定共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ

看護職員を1名配置するとともに、全職員が利用者の保健衛生に関わる。

身辺の清潔、整理整頓、室内の採光換気、温湿度の調整、休養、睡眠、予防接種、検便、血液検査、管理規定に基づく予防衛生面の指導の他、疾病の早期発見、早期治療及び健康の保持と増進に努める。特にてんかん症、興奮性症状者、老化者、既存病歴者、重度身障者に対してはその処遇に万全を期す。又、感染症予防に関しては、アルコール消毒を各所に配置し、手指消毒、手洗いうがいの習慣化並び、必要に応じてマスク着用を行う等予防に努めると共に必要な対策を取って行く。

指定多機能型事業所 ここいろ

法人麾下の看護職員や生活介護事業に看護職員を1名配置するとともに、家庭及びグループホームと連携して利用者の保健衛生を支援する。

身辺の清潔、整理整頓、室内の採光、換気、温湿度の調整、休養、予防衛生面の指導の他、疾病の早期発見・早期治療及び健康の保持と増進に努める。特に、高齢者、てんかん、興奮性症状者、既存病歴者に対してはその処遇に万全を期す。また、新型コロナウイルス、インフルエンザ感染症予防に関しては、館内消毒は元よりアルコール消毒を各所に配置し、手指消毒の習慣化並びマスク着用(必要時)を行う等予防に努めると共に、法人マニュアルにて必要な対策を取って行く。また、家庭における衛生については至らない箇所を支援する。

令和8年度利用者健康診断等予定表（令和7年度の実績）

月 日	実 施 項 目	実 施 機 関
9 月	健康診断（任意）	石塚内科医院
11月	予防接種 インフルエンザワクチン（任意）	石塚内科医院

※上記以外の検診等についても家庭及び地域事業部と相談のうえ連携して対応する。

指定共同生活援助事業所 地域支援センター南町

全職員が入居者の保健衛生を支援する。また、医療連携にて看護師による健康観察を行っている。身辺の清潔、整理整頓、室内の採光換気、温湿度の調整、休養、睡眠、予防接種、検便血液検査、定期健康診断（任意）等の他、ガン検診等の受診を促し、早期発見、早期治療及び健康の保持と増進に努める。特にてんかん、興奮性症状者、加齢者、既存病歴者、に対してはその処遇に万全を期す。新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染症に対しては法人指針、事業所マニュアル、国、道、振興局等からの指示、情報を踏まえた上、手洗い、うがい、消毒、マスクの着用等発生予防に努める。

令和8年度利用者健康診断等予定表（令和7年度の実績）

月 日	実 施 項 目	実 施 機 関
11月	予防接種 インフルエンザワクチン（任意）	石塚内科医院
3 月	健康診断（任意）	石塚内科医院
適時	野宮病院より抗てんかん薬服用者・精神安定剤服用者の採血 脳波検査	野宮病院

※上記以外の検診についても入居者の状況により医療機関と相談し実施、対応する。

コロナウイルスワクチンは個々の利用者の状況により実施する。

11. 食 事

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園

利用者の生活において毎日の食事は、生命の維持を目的とした栄養素の取り込みということだけではなく、おいしい料理を楽しみ雰囲気、語らいながら食べる。その両面が重要であることを念頭に置き食事を提供する。提供している食事については、配食サービスを利用している。栄養のバランス等については、配置している栄養士と配食サービス業者の栄養士が連携し食事を提供して。利用者の状況変化などがあった場合には、業者との調整を行い問題の解決を行う。一人ひとりのニーズに応じた食事を提供することは、施設の中では難しいが、日常の体調等によっては個別に対応することもおこなっている。今後もより良い食事の提供に取り組んでいく。

指定共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ

毎日の食事は、楽しみを含め健康管理上、大きな役割を果たしており、家庭的な雰囲気語らいなが

ら、楽しく食べる事に主眼を置き食事を提供する。事業に栄養士の配置義務がないことから、食材配送サービス業者を利用している。栄養のバランスについては、配送業者の栄養士が作成し調理された食事を利用しているため、カロリーや塩分的にも、高齢者福祉施設用になっている。利用者の状況変化などあった場合には、業者との調整を行い問題の解決を行う。一人ひとりのニーズに応じた食事を提供することは外食・テイクアウト等で対応し、希望食として皆さんの意見を聞いた食事提供を定期的に行う。日常の体調等を把握して個別に対応することも必要となることから、今後もより良い食事の提供に取り組んでいく。

指定多機能型事業所 ここいろ

基本的に昼食を配食サービス業者のゼロックによる冷凍やチルドにより届けられた料理(米・汁物以外)を、湯せんで温め解凍したものを食器に盛り付けて提供する。配食サービス業者の栄養士が作成した献立でバランスのとれた食事を提供できるように支援する。日常の体調等によっては個別に対応することもおこなっている。嗜好並びに咀嚼・嚥下・消化機能等に応じた食事量や食事時間・支援方法等に配慮する。

指定共同生活援助事業所 地域支援センター南町

入居者の生活の中で毎日の食事は大きな役割を果たしている。食材配送サービスを利用し、基本的に全ホームが同じメニューの食事を取る。個々のニーズに主眼を置き食事を提供する。栄養のバランスについては配送業者の栄養士が作成した献立を利用しているため基本的には問題がないと思われるが、入居者の自主性や楽しみを確保するために提供される献立以外のメニューも取り入れて行く。入居者の加齢による食事形態(食事量や食事時間・支援方法等)の見直し、入居者の身体状況(体重増減・咀嚼・消化機能等)や年齢、嗜好を配慮し摂食動作に応じて適切で安全かつ細かな支援に努める。健康維持への配慮、生活習慣病を含む予防食(医師の食事制限)は、入居者の生活そのものに大きな影響を与えると考えられるが、本人の理解を得た上で実施していく。一人ひとりのニーズに応じた食事を提供することは、共同生活の中では難しいが、日常の体調等を把握して個別に対応することも必要となる。この実態に基づき医療との連携を密にとり食事提供の支援をする。

12. 余 暇

指定障害者支援施設 岩見沢清丘園

余暇活動は、利用者の潤いのある生活を目的とし実施する。活動については、本人の自由な時間であることを基本として考える。時間の使い方は個人の価値判断にゆだねることになるが、生活の質の向上という側面を考慮し、利用者の想いや希望が反映されるよう活動内容を思慮する。

1. 日常の余暇活動について

- ・余暇を自分の趣味に活用できる利用者は、自室でのテレビ・DVD観賞、音楽鑑賞や読書・編み物等を行い、趣味の拡大を図る。

2. 外出関係

- ・外出先での娯楽や食事を楽しむと共に、地域性や社会性を養う。
- ・金銭感覚の育成と購入物への自己決定力を育てる。
- ・地域で行う催し物へは積極的に参加し、日常では得難い経験の場を提供し、利用者の視野を広げる。

指定共同生活援助事業所・指定短期入所事業所 コリーナ

余暇活動は、利用者の潤いのある生活を目的とし実施する。活動については、本人の自由な時間であることを基本として考える。時間の使い方は個人の価値判断にゆだねることになるが、生活の質の向上という側面を考慮し、利用者の想いや希望が反映されるよう活動内容を思慮する。

1. 日常の余暇活動について

- ・主にテレビ観賞やカラオケやビデオ観賞の他、余暇を自分の趣味に活用できる利用者は自室で音楽鑑賞や読書・編み物等を行い、趣味の拡大を図る。
- ・高齢化対策として散歩や軽い運動を取り入れたレクリエーションを実施し健康管理に努める。

- ・事業所内に限らず、ディサービス等の外部サービスを希望により取り入れて、日中の充実に努める。

指定多機能型事業所 ここいろ

余暇活動に関しては、生活の質の向上に考慮して、法人麾下の催事やここいろ利用者互助会の取り組み事項等に関して協力する。

指定共同生活援助事業所 地域支援センター南町

余暇活動は本人の自由な時間であることを基本としてその使い方は個人の判断に委ねることになる。生活の質の向上を考慮した場合、余暇を充実したものにするため入居者の希望に添えるよう様々な支援を行えるよう準備する。

1. 外出及び買い物
 - ・外出及び買い物は必要に応じ支援を行い個々のニーズに対応する。
2. 日常の余暇活動
 - ・基本的に自由な時間とするが有意義に過ごしてもらうため個々のニーズに対応する。
 - ・個々のレクリエーション等を支援する。
 - ・催し物等に参加を希望した場合は状況に応じた支援を行う。

13. 研 修

1. 令和8年度研修計画（令和7年度実績に基づく）

月	研 修 会 名 称 等
4月	新任職員園内研修Ⅰ－①
5月	北海道知的障がい者福祉協会 全道施設長セミナー 北海道社会福祉協議会 福祉専門職のためのキャリアアップ研修 日本ソーシャルワーカー協会年次大会
6月	岩見沢市 障害支援区分認定調査員研修 空知知的しょうがい福祉協会 総会及び研修会 北海道地域ケアマネジメントネットワーク コラボ研修 北海道行政課題研修「法関連業務研修」 行動援護従事者養成研修 北海道知的障がい福祉協会 関係職員研修 北海道強度行動障がい支援者養成研修【実践研修】 北海道社会福祉協議会 スキルアップ研修 北海道社会福祉協議会 介護職員専門研修Ⅰ 北海道社会福祉施設経営者協議会第一回総会・社会福祉法人経営者セミナー 北海道社会就労センター協議会 第1回職員研修会・総会・施設長会議 日本知的障害者福祉協会 全国知的障がい関係施設長会議
7月	行動援護従事者研修 空知知的しょうがい福祉協会 保険医療部会宿泊研修会 空知知的しょうがい福祉協会 職員研修会 北海道知的障がい福祉協会 令和8年度障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成講座 北海道知的障がい福祉協会 令和8年度権利擁護セミナー 北海道民間社会福祉施設職員共済会 コーチングセミナー
8月	令和8年度空知管内特定給食施設等栄養管理研修会 北海道社会福祉協議会 令和8年度北海道高齢者虐待防止推進研修会 北海道社会福祉協議会 福祉専門職のためのキャリアアップ研修 北海道福祉士会 虐待防止研修会 北海道社会福祉協議会 新任施設相談員研修 北海道 令和8年度特定給食施設等運営管理者研修会

	行動援護従事者養成研修 北海道社会福祉協議会 看護師専門研修 北海道社会福祉協議会 新任介護職員研修 北海道強度行動障害支援者養成研修 北海道社会福祉協議会 福祉専門職のためのキャリアアップ研修【中堅者コース】
9月	岩見沢地区衛生管理者協議会 研修会 行動援護従事者養成研修
10月	空知知的しょうがい福祉協会 権利擁護・伝達合同宿泊研修会 北海道知的障がい者福祉協会 令和8年度北海道知的障害関係職員研修1 日本知的障害者福祉協会 全国生産活動・就労支援部会研修会 日本知的障害者福祉協会 令和8年度相談支援・就業支援セミナー 安全運転管理者法定講習 行動援護従事者養成研修 北海道社会福祉協議会 福祉専門職のためのキャリアアップ研修（チームリーダーコース） 空知総合振興局（岩見沢保健所） 令和8年度南空知圏域感染症予防研修会 施設内研修 感染症予防伝達研修
11月	行動援護従事者養成研修 北海道地域ケアマネジメントネットワーク コラボ研修 空知知的しょうがい福祉協会 栄養士・調理員従事者研修会 空知知的しょうがい福祉協会 防災対策研修会 北海道民間社会福祉事業職員共済会 令和6年度広報講習会 北海道社会福祉協議会 施設相談員専門研修B（障がい分野） 北海道 福祉施設就労支援セミナー 日本知的障害者福祉協会 第4回全国生産活動・就労支援部会職員研修会 北海道強度行動障害支援者養成研修（フォローアップ研修） 空知知的しょうがい福祉協会 令和8年度地域スタッフ研修会 // 権利擁護伝達合同宿泊研修会 // 災害対策研修会 北海道知的障がい福祉協会 加齢化支援研修会 空知管内知的障害関係施設・学校・行政機関等連絡協議会 事業所内研修 虐待防止伝達研修 権利擁護研修
12月	北海道 北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修（マネージャーコース） 空知知的障がい福祉協会 令和8年度職員研修会 日本知的障害者福祉協会 日中活動支援部会全国大会 共生型地域福祉拠点推進セミナー 障がいのある人も無い人も共に暮らす地域づくりのために（フォローアップ研修） // （初任者研修）
1月	令和8年度相談支援従事者研修（現任研修） 北海道知的障がい福祉協会 令和8年度幹部職員研修会 行動援護従事者養成研修 日本知的障害者福祉協会 障がい者支援施設部会全国大会
2月	行動援護従事者養成研修 空知知的しょうがい福祉協会 権利擁護委員会 第三者委員意見交換会 北海道知的障がい福祉協会 令和8年度全道施設長研修 施設内研修 虐待防止
3月	空知知的しょうがい福祉協会 権利擁護委員会 第三者委員意見交換会 北海道社会福祉協議会 施設長専門研修A 北海道社会就労センター協議会 第2回 職員研修会・総会 施設内研修 虐待防止

※ 記載以外に空知知的しょうがい福祉協会・北海道知的障がい福祉協会・北海道社会福祉協議会・社会就労センター協議会他各種団体主催の研修会においては、その必要性に応じて積極的に

参加する。

- ※ 園内研修は、研修委員会等を中心に企画・実施する。
- ※ 権利擁護・虐待防止の園内研修は、権利・虐待研修委員会が中心に企画・実施する。
- ※ 虐待防止委員会は年3回とし、7月・11月・3月で実施し、3月に、年度のまとめと次年度に向けての委員会を、第三者委員を交えて開催する。

14. 行 事

1. 令和8年度年間行事計画表

	法人本部	岩見沢清丘園	コリーナ	ここいろ	地域支援センター南町
4月		開園記念会食		利用者自治会で審議決定された催事等を支援する。	利用者が希望する催事を支援する。
5月		桜見学(ドライブ)	花見		
6月					
7月	供養祭		開設記念会食 町内会行事		
8月			盆踊り		
9月		清丘園祭り	地域交流祭		
10月		のど自慢大会	果物狩り		
11月					
12月		クリスマスを楽しむ会	クリスマス		
1月					
2月		冬のお楽しみ会	節分		
3月					

15. 預 り 金

社会福祉法人岩見沢清丘園預り金管理規程により預り金取扱い機構図に沿って適正に取り扱う。

※年4回、監事より監査を受ける。